

# 首都性について

## 『国会における首都性(首都)に関する発言内容』

国会回次	衆・参議院別	会議名	会議回次	開催日
7	参議院	建設・地方行政委員会連合審査会	1号	昭和25年03月25日

「首都建設法案（衆議院提出）」

### 【1】

**東京都が我が国の首都である点に関しましては、事新らしく規定するまでもない**(井手光治 自由党)

**首都建設計画とは、東京都の区域内において施行せられる重要施設の基本的計画**」を指す(井手光治 自由党)

**この首都をできるだけ健全な民衆中心にするように、それぞれ特別区を設定いたしまして**  
(石川榮耀 東京都建設局長 参考人)

### 【説明・答弁内容】

井手光治 自由党

**衆議院議員（井手光治君）**・・・東京都が我が国の文化を象徴する文化都市として、新たに世界各国と関連を持つ上においてもまた我が国経済の中心地として世界経済と密接な交渉を持つ上においても、我が国の首都として十分にその機能を発揮し得るよう整備されることが絶対に必要である。我が国経済、文化の中核である首都として十分にその機能を発揮せしめ得るよう整備することが絶対に必要な事業であり、これが国際文化の向上、世界経済の繁栄に寄与するところ大なるものがあると考えられるのである。・・・都市計画法第一條には「都市計画ト称スルハ交通、衛生、保安、経済等ニ関シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル為ノ重要施設ノ計画ニシテ」とあり、・・・首都における政治、経済、文化の中核活動に対しまして、首都を首都としての機能を十分に発揮せしめるためにはこれらの施設だけでは尚十分ではないのである。・・・併しながら終戦後の復興都市計画においては、我が国の首都としてその機能を発揮し得るよう鋭意調査研究を遂げ、道路、河川等交通施設において、公館地区、用途地域等、土地利用計画において、或いは公園、緑地等保健施設において、都市計画として決定し得るものについては極力考慮を払い、逐次決定をしたのでありますが、その計画は依然として一地方公共団体の計画であるとの感を与えたのみならず、都市計画施設として例えば鉄道、軌道、道路、河川、下水等を決定しても道路には道路法があり、河川には河川法あり、鉄道、軌道には鉄道法、軌道法があり、下水には、下水道法があるというごとく、殆んど全部が単独法によつて処理し得られ、都市計画法自体、他の法律によることを拒否していない以上、計画に従うことを強制する何らの規定もない関係もあつて、それぞれの施設計画が決定せられた都市計画に即応せず、これを無視して個々別々に実施せられる実情もあつて、復興計画の将来の完

全な実施を困難ならしめる状態に立ち至つたのである。

人或いは、東京は人口は大であり、面積も大であり、重要産業、交通施設が集中しているから、これらの事業に対する財源を持つているだろうから、早急に実施すればその懸念も解消するのではないかと言うかも知れない。・・・戦災による経済力の復興が依然として進まないのに加へ、数次に亘る水害が又その復旧に莫大な費用を要したのにもよるのであるが、その状態は次第に首都であるとの構想の下に立てられた計画が従来の復旧に大差ない程度に後退せざるを得ない状態に立至つたのである。これは国家が首都の建設に余りに無関心であるということが大なる原因であると指摘し得るのであります。終戦後東京都が首都として国際的な関連を持つて来たことは大なるものがあつて、その結果は交通施設において、又は保健施設において、或いはその他の文化施設において早急に整備を要するを感ずるのであるが、近く行はれるであろう講和会議後においてはますますその必要を痛感することを予想せられるものであります。

・・・首都建設法の意図する点について・・・簡単に申述べて見たいと存じます。

その第一点といたしましては、東京は飽くまで一地方公共団体としての東京都だけではなくして、新らしく我が平和国家の政治、経済、文化の中心地として、又世界各国と交渉を持つ中心としての首都が新らしく誕生するということを宣言をいたしましたのでございます。

その第二点は、東京都を我が国の首都として計画し、建設するに当りましては、・・・あらゆる国家の中核活動をより能率的に、より効果的になすことに計画し、建設することを定めたのでございます。

その第三点といたしましては、以上の諸施設を計画し、建設するに当つては、国家的問題として政府がこれを取上げ、全国民がこれに参画し、協力し、援助し、歡心を持つて達成される必要があることであります。・・・更に東京都の区域内において行われる都市計画事業は、東京都が首都であることに鑑みまして、首都建設上必要あると認めるときは、東京都及び関係の地方公共団体の同意を得た場合は、その内容である事業を主管する行政官庁が執行できることにいたしましたのであります。・・・これは国家的要請に基きまして、首都としての機能達成上必要な施設は国の事業として執行するのが当然であるから、この場合に処するものであります。・・・又は東京駅前の広場の広狭の問題にしましても、首都であるために国際的に、或いは国内的に整備を要する場合、或いは国際交歓施設等を含む国際的な中央公園或いは国際空港等を知事が実施するとすれば、これらについても当然特別の助成を必要とするものであつて、その方法として、国有財産である普通財産がその事業の用に供しなければならない場合は、必要とする公共団体に譲渡することができる途を開いて、その事業の容易に完成するように考慮しようとしたのでございます。

・・・首都建設法の第一條はこの法律の目的を定めたものであつて、・・・東京都に平和国家の首都としての性格を与えた点にあるのであります。勿論**東京都が我が国の首都である点に關しましては、事新らしく規定するまでもない**のであります。・・・我が国の政治、経済、文化等の中心地として、又世界各国と交渉を持つ上の中心としての首都が新らしく誕生することを宣言したのであります。

もう一つの重要な意味は、東京都を我が平和国家の首都として計画し、建設するに当りまして、その政治、経済、文化その他あらゆる部面において首都としての機能を十分に発揮し得

るように計画し、建設することを定めたことでもあります。・・・この法律は単に東京都民の安寧を維持し、福利を増進するためばかりではなくて、進んで首都としての有機的機能に着目し、首都において世界及び我が国との関連において行われる政治、経済、文化、その他あらゆる国家の中核活動をより能率的に、より効果的になし得るよう計画し、建設して、国際文化の向上、世界経済の繁栄に寄与することを目的といたしておるのでございます。・・・

第二條でございますが、本條は首都建設計画の定義を示したものでございます。「この法律で、**首都建設計画とは、東京都の区域内において施行せられる重要施設の基本的計画**」を指すのでありまして、(略)

第十條であります。・・・首都建設計画に基く事業の実施についての援助及び協力義務について規定したものであります。・・・単に事業の実施についてばかりでなく、首都建設計画の作成そのものについても、援助並びに協力の義務を与えたこと、及び義務者として国、東京都の区域内の関係地方公共団体のみならず関係事業者をも含めた点にあるのであります。関係事業者とは必ずしも意味の明瞭な言葉ではありませんが、例えば運輸交通関係事業者、電気ガス事業者等を指し、関係地方公共団体とは単に東京都及び都の区、市町村を指すものであります。(略)

石川榮耀 東京都建設局長 参考人

**参考人(石川榮耀君)** 東京都の復興計画につきまして、・・・その他在来の都市計画は中心部の整備にのみかかつておつたのであります。今度の計画によりまして、極力一般民衆の住居に対しまして保健衛生的な、又極めて至便な所を與えたいという考から、中心部を離れまして郊外或いは郊外と都市の中間の部分、申せば山の手沿線に沿いまして新しく民衆中心を考えまして、そうしてそれを中心に住宅区域を計画いたしまして、そうして結局その場所が最も人口及び交通が集中し、風教から行きまして、或いは保安の関係からいたしまして、衛生の関係から行きまして、極めて陥り易き椗に陥り易いという考えから申しまして、**この首都をできるだけ健全な民衆中心にするように、それぞれ特別区を設定いたしまして**、これを中心に又区画整理というような形を取りまして、極力民主化と申しますか、都民一般の利益を均霑するように図つたわけであります。(略) (第7回参議院建設・地方行政委員会連合審査会第2号 昭和25年3月29日)

8	参議院	地方行政委員会	11号	昭和25年07月27日
---	-----	---------	-----	-------------

「地方税法案(内閣提出・衆議院送付)目的税」

## 【2】

**都は御承知のごとく他の府県を首都として統合いたしましてできたものでございます**(鈴木俊一 地方自治庁次長)

## 【説明・答弁内容】

鈴木俊一 地方自治庁次長

政府委員（鈴木俊一君）（第五章都等の特例について）東京都におきましては、**都は御承知のごとく他の府県を首都として統合いたしましたのでございます**るので、・・・特別市も、現在は実在いたしておりませんが、考え方といたしましては府県と市とを一つの団体に統合したような形のものでございまするので、都同様に扱います、府県税と町村税とを併せて徴収するという建前にいたしているわけでありませぬ。(略)

13	衆議院	地方行政委員会	15号	昭和27年03月13日
----	-----	---------	-----	-------------

「地方自治に関する件」, 「地方財政に関する件」

### 【3】

**東京都は日本全体の首都であるという立場から、ただちに東京都民あるいは区民の要望からばかりは考察しない**(大泉寛三 自由党)

#### 【説明・答弁内容】

鈴木俊一総理府事務官（地方自治庁次長）

**鈴木（俊）政府委員** 本国会に提案を予定いたしております法律案は、・・・まず地方自治法の一部を改正する法律案要綱でございます。・・・それから特別地方公共団体でございますが、特別区との間におきまして、事務処理の限界が明確でございませぬために、いろいろ問題が起つておるようでありまして、大体神戸委員会の勧告の線に沿いまして、特別区の処理する事務を法定いたしたい。それから特別区との協力関係を明確にいたしたい。・・・

最後に地方制度調査会であります・・・地方行政の簡素化、合理化、能率化というので、現在の根本の建前に触れずして、合理化できる程度の改正案を、今回提案いたしたいということでありませぬ。今後の問題といたしましては、終戦後の地方制度全体を組織の面なり、税制の面なり、財政制度の面なり、地方公務員制度の面なり、あるいは大都市制度、府県制度その他全体にわたりまして、・・・実情に即するように改善を加える必要があると思ひます。・・・地方制度調査会設置法というのを、特別に提案をいたしたいと思ひております。(略)

大泉寛三 自由党

**大泉委員**・・・今東京都の特別区に対して、いろいろ区会議員等あるいは有志等を中心として運動されておりますけれども、私どもはいまだ区民みずからの、この区を行政区にしてもらいたいという意見は、あまり聞かないのであります。どうも区会の当事者あるいは区政の当事者が運動をしておるように見受けられまして、私は各種の区民の立場からの声を聞いていないのであります。政府としても、**東京都は日本全体の首都であるという立場から、ただちに東京都民あるいは区民の要望からばかりは考察しない**だろうと私は思ひますけれども、(略)

13	衆議院	地方行政委員会	35号	昭和27年04月26日
----	-----	---------	-----	-------------

「地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七五号）」

#### 【4】

東京都というものは、三十三区がばらばらの自治体で行政を運営して行くということは、首都の立場上、またいろいろの立場から見ましてそうあるべきものではないやはり東京都というものは、ことに東京都の二十三区の存する区域というものは、一体をなして市制が行われた方が、事務の簡素化でもありと同時に、また住民に対して非常に福利を増進する（岡野清豪 自由党国務大臣）

#### 【説明・答弁内容】

岡野清豪 自由党国務大臣

岡野国務大臣・・・この際地方自治法の一部を改正いたしまして地方公共団体の事務処理の自主性を可及的に保障することにより、地方自治の基盤をいよいよ確実にするとともに、独立後の国民負担を少しでも軽減するため、極力地方公共団体の組織及び運営の簡素化及び能率化に努め、もつて今後の新情勢に対処することとし、さらに地方自治法運用の実情に徴しまして、地方公共団体の組織及び運営を真に合理的ならしめて、地方自治運営の不合理、不経済等に名をかつて、地方自治に対する不信の声が台頭して参りますようなことをできるだけ避けるようにいたしたいと存するのであります。・・・

地方公共団体の執行機関につきましては、・・・さらに、大都市における行政の簡素かつ能率的な処理をはかるため、区の組織につき所要の改革を行うこととし、特別市の行政区及び都の特別区の区長の公選制を廃止するほか、都については、さらに、特別区の性格、都区の間における事務の配分、都区の関係の調整の方法等に改正を加え、大都市における行政の統一的、かつ能率的な処理をできるだけ確保しようとしたのであります。すなわち、特別区の存する区域におきましては現行制度上は都も特別区もともに市としての事務を分割して処理することとなっており、その間の調整がなかなか困難であり、多くの事務について勢い二重機構、二重行政的な取扱いがなされているのであります。今回、これを改め、特別区はその実体に即するように、大都市の内部的部分団体としてその性格に変更を加え、都と特別区の一体的関係を明確にするとともに、特別区の区域内の都民に、身近な事務は原則として特別区が処理することとし、実質的には、特別区の権能に属する事務を増加することとしたのであります。しこうしてこれらの事務の合理的能率的処理をはかるためには、都及び特別区間並びに特別区相互間の事務処理の一体化をできるだけ確保することが必要であります。同時に特別区の性格にかんがみ、これらの要請とその自治権との間の調和をはかる必要がありますので、区長の公選制度を改めて都知事が特別区の議会の議員の選挙権を有する年齢満二十五年以上の者について特別区の議会の同意を得て選任するものと改めた次第であります。（略）

野村専太郎 自由党

野村委員・・・地方制度に関しましては、さきに神戸委員会の勧告が二回にわたって行われ、・・・今五大都市の特殊の問題とか、税制をめぐる、あるいは東京の特別区の問題等、・・・大体今回の法案については、政府の提案の根拠は、今申し上げました神戸勧告に基礎を置いて、

これを尊重いたしているものですか、この点を伺いたい。

岡野清豪 自由党国務大臣

岡野国務大臣・・・神戸委員会の勧告につきましては、特別区について一応書いてございます。しかしながら、提案理由にも申し上げました通り、今回の自治法の改正と申しますものは、・・・前提といたしましては、地方の行政簡素化というものが、非常に重点を置かれておる次第でございます。それから特別区の問題につきましては、いろいろ問題もございましょう。・・・**東京都というものは、三十三区がばらばらの自治体で行政を運営して行くということは、首都の立場上、またいろいろの立場から見まして、そうあるべきものではないやはり東京都というものは、ことに東京都の二十三区の存する区域というものは、一体をなして市制が行われた方が、事務の簡素化でもありと同時に、また住民に対して非常に福利を増進する、**こう思っております。そういう立場から、この際特別区というものを行政区にかえて、いわゆる元の東京市というようなものにして行きたい、こう考えて書いた次第でございます。

13	衆議院	地方行政委員会公聴会	1号	昭和27年05月19日
----	-----	------------	----	-------------

「地方自治法の一部を改正する法律案について(区長任命制あるいはまた議員定数等に関する問題)」

#### 【5】

その一体性を最も証拠立てるものは、東京都民全体で投票をもつてきめたるところの首都建設法であります。これがわが東京都における一体性を画したところのりつばな証拠であると言えるのであります(菊池民一 東京都議会議長 公述人)

国家的な観点からいうと、東京都の行政には、首都としての行政、国家的な行政というものが多分に含まれておりまして、ばらばらに二十三に分割して、東京都政というものが成り立つものではありません。先ほど申し上げました首都建設法のごときものは、これを立証するにあまりある(菊池民一 東京都議会議長 公述人)

大都市行政の一貫性、有機的一体性をくつがえして東京都政、国家の首都、国際都市であるところの東京都の行政が成立つものであると思うなら、これは大きな誤りである(菊池民一 東京都議会議長 公述人)

わが日本の首都として健全な発達をするときに、かようなばらばらな考え方もつて行政をやるということであるならば、二十三の市が個々に生まれまして、おのおのかつてな行政ができるはずであります。そのような点から、私は絶対にこの一体性をくつがえす根拠のない限り、都区の問題においても一つの流れを汲んだ一つの形の行政であるという観念を全都民に植えつけ、すべての納税意識もその義務も、他の扇動に迷わされず、ここに相助け、相はかり、東京都の運営に当たっていただくことが当然であります。(菊池民一 東京都議会議長 公述人)

#### 【説明・答弁内容】

岡野清豪 自由党 地方自治庁長官

岡野国務大臣・・・この際地方自治法の一部を改正いたしまして地方公共団体の事務処理

の自主性を可及的に保障することにより、地方自治の基盤をいよいよ確実にするとともに、独立後の国民負担を少しでも軽減するため、極力地方公共団体の組織及び運営の簡素化及び能率化に努め、もつて今後の新情勢に対処することとし、さらに地方自治法運用の実情に徴しまして、地方公共団体の組織及び運営を真に合理的ならしめて、地方自治運営の不合理、不経済等に名をかつて、地方自治に対する不信の声が台頭して参りますようなことをできるだけ避けるようにいたしたいと存するのであります。・・・

地方公共団体の執行機関につきましては、・・・さらに、大都市における行政の簡素かつ能率的な処理をはかるため、区の組織につき所要の改革を行うこととし、特別市の行政区及び都の特別区の区長の公選制を廃止するほか、都については、さらに、特別区の性格、都区の間における事務の配分、都区の関係の調整の方法等に改正を加え、大都市における行政の統一的、かつ能率的な処理をできるだけ確保しようとしたのであります。すなわち、特別区の存する区域におきましては現行制度上は都も特別区もともに市としての事務を分割して処理することとなっており、その間の調整がなかなか困難であり、多くの事務について勢い二重機構、二重行政的な取扱いがなされているのであります。今回、これを改め、特別区はその実体に即するように、大都市の内部的部分団体としてその性格に変更を加え、都と特別区の一体的関係を明確にするとともに、特別区の区域内の都民に、身近な事務は原則として特別区が処理することとし、実質的には、特別区の権能に属する事務を増加することとしたのであります。しこうしてこれらの事務の合理的能率的処理をはかるためには、都及び特別区間並びに特別区相互間の事務処理の一体化をできるだけ確保することが必要であります。同時に特別区の性格にかんがみ、これらの要請とその自治権との間の調和をはかる必要がありますので、区長の公選制度を改めて都知事が特別区の議会の議員の選挙権を有する年齢満二十五年以上の者について特別区の議会の同意を得て選任するものと改めた次第であります。(略)(第13回地方行政委員会第34号昭和27年4月25日)

菊池民一 東京都議会議長 公述人

菊池公述人 ・・・政府が提案されたる今回の、特に区長任命制の問題等につきましては、原則的に賛成をいたしております。その提案の趣旨を見ましても、地方行政の運営の合理化、簡素化によるところの住民の福祉の点を取上げられ、二重行政を撤廃して、住民の負担を軽減するというところであります。これはおそらくわれわれのみならず、国民全体が、だれ一人これをいなむ者はないと信じます。・・・いわゆる不完全のままにこの特別区という制度を残したからであります。これが明確でなかつたから、区においては区の主張は当然であるとし、都におきましては、大都市行政の一体性を貫くためにこれが保持に努め、また区におきましては一般市政と同じような取扱いを受けておることからして、当然に一つの独立性を獲得するということに、財政的にも経済的にも文化的にも、おのおのの所管事務の争いが生じ、財政のわけどり等が問題となつたのであります。東京都におきまして、この財政の調整等に見ましても、区に交付されたるどころの金が、区に持つて参りますと、しばらくの間その配分に困つて、また再び東京都に持ちもとして、その配分をしたというような今日までの実情は、都と区の間の一様性を完全にしなかつたその災いが残り、都におきましては、また区におきまし

ては、この明確を欠いておるために、一般住民は宿命ともいふべきところの運命を恒久に背負わされることではないでしょうか。この問題を解決しない限り、わが東京都における都区行政の一体性は保持できないということになりましょう。いやしくも東京都政は、決して一個の区民、また一個の都民ということのみをもつて律することはできません。総括的に東京都は有機的一体性をもつて初めて貫き、一方の区に住するものといえども中央に出て勤務して収穫を得れば、その会社は中央において法人税を納め、また俸給は自分の区によつてこれを納めておる。しかしながら富める区と貧しき区との間における調整は、これは一体性でなければ貫くことはできないはずであります。中央にごたごた住んでおるものは、近接のまばらのところに公園を持つて散策を求めるといふように、その生活の上にも必ず一体でなくてはなりません。その一体性を最も証拠立てるものは、東京都民全体で投票をもつてきめたるところの首都建設法であります。これがわが東京都における一体性を画したところのりつばな証拠であると言えるのであります。今日都と区の間が毎年々々同じことを繰返して紛争を続け、・・・都と区というものは、その根本において一つの行政体であり、決して分離されたるものと解釈することはできません。かような見地に立つて、お互いに大都市行政の一貫性を持するためには、相互に起るところの問題を適当に調整し、相互依存の形で東京都政を運営しなければならぬことと信じます。・・・区がもしやその独立性を獲得するために、区の力を強めるといふことになりまると、大都市行政の一貫性はくつがえされ、二十三のばらばらな都市行政となつて、一大都市行政というものは壊滅するのであります。いやしくも国家的な観点からいふと、東京都の行政には、首都としての行政、国家的な行政というものが多分に含まれておりまして、ばらばらに二十三に分割して、東京都政というものが成り立つものではありません。先ほど申し上げました首都建設法のごときものは、これを立証するにあまりあると思うのであります、これをいなむところの人々は、わが日本国民にだれ一人あるはずがありません。この一体性をくつがえすところの議論というものは、どこにも発見することはできないと私は断言してはばかりませぬ。・・・ただ大都市行政の一貫性、有機的一体性をくつがえして東京都政、国家の首都、国際都市であるところの東京都の行政が成立つものであると思うなら、これは大きな誤りである。わが日本の首都として健全な発達をするときに、かようなばらばらな考え方をもつて行政をやるということであるならば、二十三の市が個々に生まれまして、おのおのかつてな行政ができるはずであります。そのような点から、私は絶対にこの一体性をくつがえす根拠のない限り、都区の問題においても一つの流れを汲んだ一つの形の行政であるという観念を全都民に植えつけ、すべての納税意識もその義務も、他の扇動に迷わされず、ここに相助け、相ばかり、東京都の運営に当たっていただくことが当然であります。・・・これをばらばらにいたしまして二十三にして、この二十億がどこに一体出る根拠がありましよう。すべての行政を一体にとりまとめて、初めてここに生み出される金が、住民の負担の軽減ともなり、二十億が出るのであります。二十三にわけて、どうして二十億という金が出ることになりましよう。私は東京都の一体性というものはここにあると思う。行政の簡素化、合理化によつて初めてわが東京都政の運営は完備するのである。(略)



「地方自治法の一部を改正する法律案について」

## 【6】

**安井現知事は、三百万も四百万もある東京を一つの自治体とするなんていうことは到底できることではない、これは適当な自治区に分けて区民の自治によつて首都の復興を促進しなければならないのだ。それには三十五区を適当な自治区にまとめる必要がある。**(村瀬清 東京都千代田区長 公述人)

## 【説明・答弁内容】

岡野清豪 自由党 地方自治庁長官

岡野国務大臣・・・この際地方自治法の一部を改正いたしまして地方公共団体の事務処理の自主性を可及的に保障することにより、地方自治の基盤をいよいよ確実にするとともに、独立後の国民負担を少しでも軽減するため、極力地方公共団体の組織及び運営の簡素化及び能率化に努め、もつて今後の新情勢に対処することとし、さらに地方自治法運用の実情に徴しまして、地方公共団体の組織及び運営を真に合理的ならしめて、地方自治運営の不合理、不経済等に名をかつて、地方自治に対する不信の聲が台頭して参りますようなことをできるだけ避けるようにいたしたいと存するのであります。・・・

地方公共団体の執行機関につきましては、・・・さらに、大都市における行政の簡素かつ能率的な処理をはかるため、区の組織につき所要の改革を行うこととし、特別市の行政区及び都の特別区の区長の公選制を廃止するほか、都については、さらに、特別区の性格、都区の間における事務の配分、都区の関係の調整の方法等に改正を加え、大都市における行政の統一的、かつ能率的な処理をできるだけ確保しようとしたのであります。すなわち、特別区の存する区域におきましては現行制度上は都も特別区もともに市としての事務を分割して処理することとなっており、その間の調整がなかなか困難であり、多くの事務について勢い二重機構、二重行政的な取扱いがなされているのであります。今回、これを改め、特別区はその実体に即するように、大都市の内部的部分団体としてその性格に変更を加え、都と特別区の一体的関係を明確にするとともに、特別区の区域内の都民に、身近かな事務は原則として特別区が処理することとし、実質的には、特別区の権能に属する事務を増加することとしたのであります。しこうしてこれらの事務の合理的能率的な処理をはかるためには、都及び特別区間並びに特別区相互間の事務処理の一体化をできるだけ確保することが必要であります。同時に特別区の性格にかんがみ、これらの要請とその自治権との間の調和をはかる必要がありますので、区長の公選制度を改めて都知事が特別区の議会の議員の選挙権を有する年齢満二十五年以上の者について特別区の議会の同意を得て選任するものと改めた次第であります。(略)(第13回参議院地方行政委員会第31号昭和27年5月14日)

村瀬清 東京都千代田区長 公述人

公述人(村瀬清君) 私は一年半ほど任命の区長をいたしました。その後五年間二回の選挙を経ていわゆる公選区長の体験を持つ者であります。・・・丁度昭和二十二年の自治法によりま

して東京市が廃止されまして、さてこの市政を曾つての東京府である都が行うか、或いは区が市政を行うかという問題につきまして自治法制定当時いろいろの議論がありましたが、当時その法律制定の委員会の一員でありました**安井現知事は、三百万も四百万もある東京を一つの自治体とするなんていうことは到底できることではない、これは適当な自治区に分けて区民の自治によつて首都の復興を促進しなければならないのだ。それには三十五区を適当な自治区にまとめる必要がある。**つまり自治の基盤を確立する上において人口、地域等を参酌して大体人口二、三十万の程度の区を作つて、しつかりした自治の基盤を作る必要があるという非常な熱意を持たれまして三十五区の区域の統合をやつたのであります。・・・爾来この特別区は果して立派な自治区として育つたでありますでしょうか。政府も都も決してこれを立派な自治区として育てようとはしなかつたのであります。・・・自治というものは決して学者先生たちが机上で考えてもわかるものではないということを感じるのでありまして、その自治制の中にひたつて町の感情に入つてみなければ本当の自治というものの気持ちがわからないということを感じるのでありまして、・・・よく都は有機的の一体であつて、区が自治をもてばバラバラになるというような議論が行われるのでありますが、私はこれほど実はこつけいに感ずる議論はないのでありまして、若し自治体によつてバラバラになるならば、日本という有機体は、完全な県や市町村に分れておるのでありますからバラバラになつてその発展は阻害されるはずであります。又東京といえども幾つかの市町村に分れておるのでありますから都の一体性なんというものはあり得ないのであります。恐らく二十三区のある区域が有機的な一体だという御議論だろうと思うのでありますが、それはむしろ現実的には川崎、横浜などという地域のほうが社会的にも経済的にも一体をなしておるのでありまして、東京の二十三区のみが強固な一体をなしておるということは言えないのであります。第一、今回の改正のように特別区の自治を廃して東京都が市を兼ねるなどという考え方が実にこつけいでありまして、東京三多摩や島から出て来るところの都議会議員が市議会議員を兼ねる、そういう人たちが東京のまん中の市政についていろいろ政治をするなどということが誠に不合理、不自然であると思うのであります。東京の知事が市長を兼ねる、これも誠にこつけいな話でありまして、・・・東京市というような自治体があるならばともかく、ないならば都が市の自治制を行うべきではなくして、特別区にこそ自治制を行うことが最も住民の幸福になると私は確信をいたします。(略)

13	衆議院	地方行政委員会	38号	昭和27年05月7日
----	-----	---------	-----	------------

「地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七五号)」

### 【7】

**都並びに元の東京市の区域というものは、これは首都として一体をなすべきものであつて、これがばらばらになるべきものではない(岡野清豪 自由党 地方自治庁長官)**

### 【説明・答弁内容】

長野志郎 地方自治庁行政課長

長野政府委員 今同の地方自治法の一部改正法案は、・・・地方団体の組織及び運営に関しま

して、その合理化、能率化、簡素化という線において改正を企てようとするものでありますが、同時におよそ地方公共団体におきますところの各執行機関につきましては、それぞれ地方自治法の中にも、その関係を明らかにする規定を設けることにいたしましたのであります。(略)

第二百八十一条は、特別区に関する改正規定でございます。従来「都の区は、これを特別区という。」となつておりますのを、「都に区を置き、これを特別区という。」と改めまして、都の区は、これが都の内部的な区であるということを明らかにすることにいたしましたのであります。第二項は、特別区の所掌事務を明らかにいたしました。特別区は自治区ではございますが、原則として列挙いたしました公共事務及び行政事務で、国または都に属しないものを処理するというようにいたしておるのであります。同項第一号は、小学校、中学校、幼稚園及び各種学校に関する設置及び管理の事務でございます。第二号は、主として当該特別区の住民の使用する公園、運動場、広場、緑地及び児童遊園を設置し、及び管理することでありまして、これらにつきましても、区自体の事務に切りかえることにいたしまして、主としてこのような区民の日常生活に非常に直結いたしておりますところの、身のまわりの仕事というものは、やはり特別区の事務といたしまして、これによつて十分に手の届くようにいたすべきである、このように考えまして、特別区自体の仕事を広げることにはいたしましたわけでありまして、第四項は、このようにいたしまして第二項各号に掲げる事務以外は、特別区の存する区域におきましては、市が処理しなければならないということにされておる事務につきましては、都がこれを処理する。すなわち都という公共団体が特別区の区域について当然他の市町村の市が行うことが義務づけられておるような仕事は都がやるのである。・・・第二百八十一条の二は、第一項は、特別区の区長の選任の方法を改めた規定でございます。すなわち特別区の区長は、特別区の議会の議員の選挙権を有するもので、年齢満二十五年以上のものの中から、都知事が特別区の議会の同意を得てこれを選任することに改めております。(略)

大泉寛三 自由党

**大泉委員** ・・・東京都の問題であります。東京都の歴史的な発展は、よく私どもわかつておりますけれども、東京都の設置されるときに、二つの性格があつて、いわゆる東京府と東京市が合わさつて東京都になつておる、・・・この都市の部分、元東京市の区域は、いわゆる現在の特別区になつておる。また郡部の方は東京府の性格を持つておる。・・・二つの性格が合わさつて東京都になつておると私思うのであります。・・・いろいろ今日特別区を中心として問題になつておりますが、これはあくまでも二つの性格を一つにして、しかもこの二つの性格を行政上に現わして行かなければならぬというように私ども思うのであります。そこで政府としては、行政上これを一本の東京都として見られておるのか。あるいは従来府の所管であつたところの郡部を、やはり別個の取扱いとするのであるかということ、大臣に伺つておきたいと思うのであります。

岡野清豪 自由党 地方自治庁長官

**岡野国務大臣** 東京都の区につきましては、今回自治法の改正案で出しましたごとく、大阪とか、名古屋のような単純なる行政区にしてしまうという考えではございませんで、やはり一

つの法人格を持つたところの行政区域ということにして考えて行きたいと思います。・・・しかし都並びに元の東京市の区域というものは、これは首都として一体をなすべきものであつて、これがばらばらになるべきものではない。こういう建前からできるだけ一体となり得るような方向に特別区を養成して行つて、・・・都と一体としての調和というものもまた十分とつて行かなければならぬという意味で、今後もやはり特別区というものは、法人格を持つた一つの自治団体ではあるけれども、限られたる権限を保持するものであつて、都と一体をなすものである。このような性格に持つて行きたいと考えております。(第13回衆議院地方行政委員会第56号昭和27年5月29日)

13	衆議院	地方行政委員会	63号	昭和27年06月06日
----	-----	---------	-----	-------------

「警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)」

「集団示威運動等の秩序保持に関する法律案(内閣提出第二三六号)」

### 【8】

現在の日本の東京都というものは、首都ではあります(門司亮 日本社会党)

特別の首都である、いわゆる二十三区なら二十三区というものだけが東京都になつておりますれば、あるいは首都警察としてのそういうことが言えるかもしれませんが、東京都の中には市町村をたくさん含んでおりますので、これが完全なる一つの首都であるというように考えることには、まだ日本の現状では考え方がどうか(門司亮 日本社会党)

東京都というものを完全なる首都というように大体解釈されておるかどうか。この点は相当自治法との関係の上で、疑問があると思います(門司亮 日本社会党)

政治、経済、文化、日本のこれらのものが集約されたものが一つの東京二十三区と見てよからうと私たちは考えております。すべてここに集約されて日本の経済あるいは政治、文化の中心となつておるのであります。実質的に見てこれは私は日本の首都であると言ひ得るものであろう(木村篤太郎 法務総裁)

門司亮 日本社会党

門司委員 ……現在の日本の東京都というものは、首都ではありまするが、外国の首都とは私は少しその形が違うと思うのであります。・・・一応首都であるということはいえるかもしれませんが、自治体自体のあり方といたしましては、特別の首都である、いわゆる二十三区なら二十三区というものだけが東京都になつておりますれば、あるいは首都警察としてのそういうことが言えるかもしれませんが、東京都の中には市町村をたくさん含んでおりますので、これが完全なる一つの首都であるというように考えることには、まだ日本の現状では考え方がどうか、こう考えるのでありまするが、今日の東京都というものを完全なる首都というように大体解釈されておるかどうか。この点は相当自治法との関係の上で、疑問があると思いますが、・・・これでも大臣はやはり特別これを首都として取扱うから、こういう法案に直すのだというように御解釈ができまするならば、その御解釈をこの際承りたいと思います。

木村篤太郎 法務総裁

木村国務大臣・・・しかしいずれの面からいたしましても、東京都特別区、二十三区であります。これは私は中心をなすものと考えております。申すまでもなく政治、経済、文化、日本のこれらのものが集約されたものが一つの東京二十三区と見てよかろうと私たちは考えております。すべてここに集約されて日本の経済あるいは政治、文化の中心となつております。実質的に見てこれは私は日本の首都であると言い得るものであろうと考えております。(略)

門司亮 日本社会党

門司委員 大臣の御答弁は先ほど私が申し上げましたように、東京都が旧来の東京市内、今日の二十三区、あるいはかつての三十五区というようなものだけに限られた東京都制がしかれております場合には、そういうことが言い得ると思えます。一つのりつばな首都としての形を持つておると言つてもさしつかえないと思えます。しかし東京都の中には御承知のように伊豆の大島も含んでおります。・・・二十三区だけが東京都になつておれば、ある程度大臣の御答弁もそのまま受取るのでありますが、現実には伊豆の大島も東京都の中に含まれております。・・・今日の自治体の形の上から行けば、東京都は必ずしも首都とは言い得ない。東京都のまん中は、あるいは首都の形をしておるかもしれませんが、全体を見ますとどうも伊豆の大島は日本の首都ということにはちよつと当らぬと思う。・・・こういうものも首都と考えてさしつかえないと大臣はお考えになつておるかどうか。

斎藤昇 国家地方警察本部長官

斎藤(昇)政府委員 門司委員は少し誤解しておられるのではないかと思います。・・・警視總監の管轄区域は二十三区だけを管轄しておりますので、従つて伊豆の大島は東京都公安委員会が所轄しております。・・・三多摩の町村はやはり東京都の公安委員会が管轄しております(略)

13	衆議院	本会議	51号	昭和27年06月07日
----	-----	-----	-----	-------------

「地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)」

### 【9】

東京港は六百四十万の人口を擁する首都の世界的玄関口でありまして、将来における発展並びに国家的重要性に思いをいたしますれば、当然存置すべきものである(野村専太郎 自由党)

問題の違憲論をめぐつて論議されました区長につきましては、都知事の同意を得て特別区の議会が選任すると修正されたのは、都区相互の関連性と首都行政の運営上、過去の歴史と現実よりすこぶる当を得たものであり(野村専太郎 自由党)

### 【説明・答弁内容】

河原伊三郎 自由党

河原伊三郎君・・・地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。そもそも政府が今回の改正を意図したゆえんのは、・・・新憲法とともに自治法が施行せられてより本年でちょうど満五年、時あたかもわが国が独立の日を迎えることになりましたので、この機会におきまして、本法施行の既往の実績と、いまだ脆弱の域を脱せぬわが地方自治の現状並びに独立後の新情勢とに深く思いをいたし、地方自治の基盤をいよいよ確実にするとともに、国民負担の軽減をはかり、さらに進んで地方自治の運営における不合理を是正して、地方自治に対する信頼の念を高めようとするにあらざるではありません。・・・

その第一点は、地方公共団体の自主的な事務処理を保障することにより、地方自治の強化をはかるとともに、その運営の合理化に役立たせようとした点であります。

その第二点は、地方公共団体の組織及び運営の簡素化及び能率化をはかつた点であります。

その第三点は、地方公共団体の組織及び運営の合理化をはかる点であります。

以下、改正の主要事項を具体的に列挙いたしますれば、・・・さらに、大都市行政に関しては、特別市の行政区及び都の特別区の区長の公選制を廃止するほか、都については、さらに特別区の性格、都区の間における事務の配分、都区の関係の調整の方法等に改正を加えて、二重機構、二重行政的の弊を排除し、大都市における行政の統一かつ能率的な処理をできるだけ確保しようとしたこと。すなわち、特別区については、その実態に即するように、大都市の内部的部分団体としてその性格に変更を加えて、都と特別区の一体的関係を明確にするるとともに、特別区の区域内の都民に身近な事務は原則として特別区が処理することとし、都及び特別区間並びに特別区相互間の事務処理の一体化をできるだけ確保すると同時に、特別区の性格にかんがみ、その自治権との調和をはかるため、区長の公選制度を改めて、都知事が、特別区の議会の議員の選挙権を有する年齢満二十五年以上の者について、特別区の議会の同意を得て選任することに改めようということでありませぬ。(略)

最も論議の対象となりましたものは、特別区長の任命制の問題であります。すなわち、東京都における都と区との関係の現状にかんがみ行政の簡素合理化ないし大都市行政の一元的統一の見地から、特別区の区長は、区民の中から、区議会の同意を得て都知事が任命するように改めようとするに對しまして、これは憲法第九十三條第二項の、地方公共団体の長はその地方公共団体の住民が直接選挙するという規定との関係において直接選挙制でなくすることはいかかであるか、またこの点に関連して、特別区の性格はたしていかなるものであるか、区長の任命制はやがて府県知事の任命制につながるもりではないか、また都と区との関連において、都民の自治行政はどの段階において行わせようとするのか、区民が区長に親しみをもち初めてよい自治政治が行われるのであるから区長は公選制が望ましく、また事務能率の向上、行政の簡素化のためにも、現在の区を自治区と認め、できるだけ区民に近接する事務を区に委譲することが望ましい、さらに進んで、将来府県制を根本的に検討する場合には、特別区は、現行自治法第一條のいわゆる特別地方公共団体のわくをはずして、むしろ普通地方公共団体に組みかえた方がよいとの論議があつたのであります。

政府は、これらの問題に對し、次のような見解を明らかにしました。まず憲法問題については、憲法がその長の直接選挙制を要求しているのは、都道府県、市町村のごとき普遍的、基礎的な地方公共団体を意味するのであつて、特殊な性格を有する地方公共団体に對して、一律に

公選制の原則を適用することを憲法は意図していない、都区の関係においては、都の区域全体が基盤的な地方公共団体であつて、都の長である都知事の公選は絶対に必要な原則であるが、都のもとにおける特別な地方公共団体であるところの特別区について、その長を直接選挙にするかいなかということは、憲法上の問題というよりも、自治政策上の問題であつて、都という一つの大都市社会の実態に最もよく合致するような制度を自治法上に考えればよいと考える。従つてこの改正も憲法に違反するものではない、特別区の性格は自治区ではあるが、基礎的、普遍的な地方公共団体ではなく、制限された権能を持つ特別な地方団体である、沿革や現実から見て、もとより単なる行政区ではないが、さりとて、これに一切の権限を大幅に與えて完全自治区の方向に進めることは、能率的にも、財政的にも、大都市の一体性から見てとり得ないところである、(略)

野村専太郎 自由党

**野村専太郎君**・・・第三に、機構につきましては、都道府県の局部について、現在の必置部、任意部の規定を改めて、人口段階による局部の基準を法定する方式をとり、條例により増減できることに改め、なおその数を減少させた点につきましては、・・・それぞれの重要度にかんがみまして、條例で置き得るとはいえなお不安定であり、特に都の港湾局については、**東京港は六百四十万の人口を擁する首都の世界的玄関口でありまして、将来における発展並びに国家的重要性に思いをいたしますれば、当然存置すべきものである**と私は考えるのであります。

最後に、大都市における行政の統一かつ能率的な処理を確保する趣旨から、特別市の行政区及び都の特別区の区長の公選制を廃止するほか、都については、さらに特別区の性格、都区間における事務の配分、都区の関係の調整方法等に改正を加えているのであります。特別区については、自治法が市制を適用し、基礎的公共団体であると認めておるのに反しまして、関係法規がこれに伴わない関係から、都区間に深刻なる対立を続け、首都行政に暗影を投げかけておつたのはすこぶる遺憾でありましたが、今回の修正によりまして、自治区である特別区の性格は保全され、住民の身近な事務事業の法定を見ましたことは、当を得たことと思うのであります。**問題の違憲論をめぐつて論議されました区長につきましては、都知事の同意を得て特別区の議会が選任すると修正されたのは、都区相互の関連性と首都行政の運営上、過去の歴史と現実よりすこぶる当を得たものであり、・・・特別区の財政に対しては、自治区である限り、みずから保有すべく法定するのが当然と思ひますが、都区の特殊性より、都條例によつて区の事務事業の遂行によつて十分の財源を充当調整し、これによつて都区一体の行政の成果を上げ、円満なる運営を期待してやまない**のであります。(略)

19	参議院	地方行政委員会	39号	昭和29年05月19日
----	-----	---------	-----	-------------

「地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)」

#### 【10】

**都の財政がこのように窮迫し、首都として当然実施しなければならない事業さえ殆んど思うに委せぬ事態に立至つた**(兼子秀夫 自治庁長官官房調査課長)

**首都建設を初め、首都の態様を整備をするためには年々歴大な財政需要があり**(兼子秀夫 自治庁長官官房調査課長)

**大都市の特殊性があるにしてもなお、都の財政を強く、圧迫し、結果として投資的事業、殊に首都として当然実施すべき事業の計画的な執行を困難ならしめ**(兼子秀夫 自治庁長官官房調査課長)

**【説明・答弁内容】**

後藤博 自治庁財政部長

政府委員（後藤博君）・・・改正案について関連して申し上げたいと思います。

第四条の二を新しく加えたのでありますが、これは地方公共団体における年度間の財源の調整を図る措置を財政法の規定として設けたのであります。・・・

それから第五条は起債の制限の規定であります。これは新しくたばこ消費税が設けられますので、それから府県民税が設けられますので、それに伴います改正でありまして、・・・それから標準税率以上を取つておらなければ一般の起債は認めないということになっておりますので、個人に対する府県民税の所得割についてはその標準率を使うというふうに修正規定を入れたわけであります。

それから第三項は、道府県民税が設けられたのに伴いまして、市町村民税の標準税率が変わるので、・・・それに伴う改正であります。

それから第五条は、起債につきまして商法の規定を従来準用いたしておるのでありますが、従来の準用規定ではなお不備でありますので、更にこの際記名社債の対抗要件の規定でありますとか、社債の償還請求権の時効の規定を準用いたしたいと考えております。(略)(第19回参議院地方行政委員会第38号昭和29年5月17日)

兼子秀夫 自治庁長官官房調査課長

説明員（兼子秀夫君）・・・都の財政調査の結果について、自治庁次長から都知事宛の通知について申し上げます。一応読みながら御説明を申し上げます。・・・一方、首都としての態容を完成する目的をもって首都建設法に基き策定された緊急五ヶ年計画についても屢々年度別計画事業量の縮小を余儀なくされ、最終年度を超えて昭和三十二年以降に大巾に持ち越さざるを得ない実状である。仕事があつたほうに送られる。・・・ **都の財政がこのように窮迫し、首都として当然実施しなければならない事業さえ殆んど思うに委せぬ事態に立至つた原因としては、昭和二十五年シャープ勧告に基いて行われた地方税財政制度の改正により、従来相当に有力な財源であつた地方配付税が廃止され、義務教育費国庫負担令を吸収した地方財政平衡交付金制度が創設され、都は不交付団体となつたこと。・・・しかしながら、首都建設を初め、首都の態様を整備をするためには年々歴大な財政需要があり、**なかんずく大都市として児童及び生徒の増加に伴う教育施設の整備、都市的施設の整備等に要する経費は避けることができないものである。(略)

このことについては、**大都市の特殊性があるにしてもなお、都の財政を強く、圧迫し、結果として投資的事業、殊に首都として当然実施すべき事業の計画的な執行を困難ならしめ、他の地**



方団体にも好ましく影響を与える結果となつている。・・・これは丁度国と府県、市町村に対しますように、東京都内におきまして都と特別区の関係は財政調幣制度をやっております。富裕な区から逆に吸上げまして、それを貧弱な区の財源として配賦する。・・・そのような関係がありますので、特別区の財政に対する監督というものは、規正の制度では非常にやりにくい関係になつておりますが、その辺を十分注意してやらないと、都のほうの財政負担が大きくなるという問題でございます。(略)

30 衆議院 建設委員会 4号 昭和33年10月15日

「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案（内閣提出第三〇号）（予）」

### 【11】

**東京都を首都として十分にその政治、経済、文化等についての機能を発揮させますためには重要都市施設の整備を推進する一方区部並びにこれに連なる武蔵野市及び三鷹市の人口を適正収容と考えられる八百八十五万人程度に抑制する措置が必要なのであります**(遠藤三郎 自由民主党 建設大臣・首都圏整備委員会委員長)

首都圏整備の基本的な考え方といたしましては・・・東京を中心として半径約百キロの円を描きました区域を首都圏の区域といたしております(樺山俊夫 首都圏整備委員会事務局長)

首都圏の区域内において三つの地域に分けまして、その第一に、既成市街地という概念で規定されております区域を分けたのでございます。既成市街地は、・・・東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、横浜市、川崎市及び川口市を既成市街地というふうにきめておまして(樺山俊夫 首都圏整備委員会事務局長)

### 【説明・答弁内容】

遠藤三郎 自由民主党 建設大臣・首都圏整備委員会委員長

遠藤国務大臣・・・この法律案は、首都圏の既成市街地中特に人口増加の著しい東京都区部、武蔵野市及び三鷹市の区域を工業等制限区域として定め、この制限区域内において、人口増大の主たる原因となる大規模な工場、大学及び各種学校の新設を制限し、これらの地域への産業及び人口の過度集中を防止することを目的としたものであります。・・・東京都区部におきましては人口増加がきわめて著しく、最近においても、年間三十数万人の増加が見られるのであります。このうち約七割は他の地域から流入してくる人口でありまして、このまま推移すれば、近い将来において、その人口は千二百万人に達し、その結果、市街地の無計画な膨張発展、居住環境の悪化、公共施設の不備、交通条件の悪化等、幾多の過大都市としての弊害が深刻となり、都市機能の混乱を招くおそれがあるのであります。

**東京都を首都として十分にその政治、経済、文化等についての機能を発揮させますためには重要都市施設の整備を推進する一方区部並びにこれに連なる武蔵野市及び三鷹市の人口を適正収容と考えられる八百八十五万人程度に抑制する措置が必要なのであります**。このためには、市街地開発区域を整備し、ここに産業及び人口を吸収定着させる方策と相俟って、人口増加をもたらす主たる原因と考えられる大規模な工場、大学等の施設の新設を制限する要があります。

(略)

樺山俊夫 首都圏整備委員会事務局長

樺山政府委員 ……まず第一は「首都圏基本計画並びに整備計画の概要」という刷りものを差し上げてございます。これには、首都圏整備計画の基本的な考え方並びに基本計画と、十力年間の整備計画を摘要してございます。首都圏整備の基本的な考え方といたしましては、昭和三十一年の八月三十一日に、首都圏整備審議会に諮問をいたしまして、基本計画が決定をされておるのでございます。それで、その基本計画のごく骨組みだけを申し上げたいと存じますが、東京を中心として半径約百キロの円を描きました区域を首都圏の区域といたしております。それで、その区域に入りますのは、東京都並びに七県の範囲でございまして、その首都圏の区域内において三つの地域に分けまして、その第一に、既成市街地という概念で規定されております区域を分けたのでございます。既成市街地は、先般の法案の説明でも出しました通りに、東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、横浜市、川崎市及び川口市を既成市街地というふうにきめておりまして、その外側に近郊地帯を設けまして、さらにその外側の周辺地域を分け、この三つの地帯に分けまして整備の計画を定めるという基本構想になっておるのでございます。まず、最初に既成市街地につきましては、昭和五十年を目途といたしまして、昭和五十年の人口を、千百六十万人にまとめ上げるというのが、この首都圏整備の考え方のスタートでございます。(略) (第30回衆議院建設委員会第8号昭和33年10月29日)

40 衆議院 予算委員会 16号 昭和37年02月28日

「昭和三十七年度一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算」

### 【12】

東京都の場合、特に特別区の存在する区域につきましては、戦前でございますが、いわゆる東京市を廃して東京都というものを作った際において、やはり首都 大都市の特殊性として、つまり従来の府と市が、この特別区の存在する区域においては一体的な公共団体であることが実際に即する、そういう考えで、大都市の特殊性として、こういう制度がとられたもの(林修三 法制局長官)

基礎的な地方公共団体の機能も、二十三区に関する限りは都が果たす、こういう建前でできたものと考えられるわけでありまして。これはやはりこの首都あるいは大都市の特殊性からきているもの(林修三 法制局長官)

### 【説明・答弁内容】

林修三 法制局長官

林(修)政府委員 これは東京都の場合、特に特別区の存在する区域につきましては、戦前でございますが、いわゆる東京市を廃して東京都というものを作った際において、やはり首都 大都市の特殊性として、つまり従来の府と市が、この特別区の存在する区域においては一体的な公共団体であることが実際に即する、そういう考えで、大都市の特殊性として、こうい

う制度がとられたもの」と私は思います。その際において、いわゆる基礎的な地方公共団体の機能も、二十三区に関する限りは都が果たす、こういう建前でできたものとするわけでありませぬ。これはやはりこの首都あるいは大都市の特殊性からきているもの、かように考えるわけでございます。これは多少は違いますが、たとえば大阪市とか京都市についても、一時特別市の制度が考えられたことがあるわけでございます。つまり大都市においては、やはりそういう府県的な従来の包括的な団体、基礎的な団体を合一した一つの基礎的な団体であり、かつ包括的な上部団体である組織を一括した方がいいのだ、こういう考え方が立法政策としてとられ得る、そういう場合には、都は同時に基礎的な団体でございますから、その下にある特別区が、かわって基礎的な団体になるというものではございません。特別区というものはやはり一つの作られたものである、かように考えるべきものだと思います。

43 衆議院 地方行政委員会 30号 昭和38年06月04日

「地方自治法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一七一号）」

### 【13】

**都行政は質量ともにいよいよ複雑かつ膨大となり、一つの経営体としての円滑かつ能率的な運営が期せられなくなり、首都としてまた大都市としてその機能を十分に果たすことができない状態になっている**（篠田弘作 自由民主党 自治大臣・国家公安委員会委員長）

### 【説明・答弁内容】

篠田弘作 自由民主党 自治大臣・国家公安委員会委員長

篠田国務大臣・・・地方自治法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

東京府市を合体して東京都制が制定されて以来、都は、府県の事務のほか、特別区の存する区域においては、原則として、市の事務をもあわせ行なうものとされておりますので、東京への人口及び産業の過度集中が進むにつれて、**都行政は質量ともにいよいよ複雑かつ膨大となり、一つの経営体としての円滑かつ能率的な運営が期せられなくなり、首都としてまた大都市としてその機能を十分に果たすことができない状態になっている**のであります。この法律案は、このような都行政の現状を改善するため、昨年十月地方制度調査会から提出されました首都制度当面の改革に関する答申の趣旨にのっとり、都と特別区との間において、その事務及び税源の合理的な配分をはかるとともに、当該事務の処理について都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を促進し、あわせて特別区の議会の議員の定数の定限に関する規定の整備を行なおうとするものであります。・・・

第四に、都と特別区との間における財源の配分については、現行の都区間の財政調整制度を維持しながら、都から特別区への事務委譲により新たに特別区が処理することとなる事務に要する経費の財源を特別区に与えるとともに、特別区の財政面における自主性を一そう強化するために、市町村民税個人分、電気ガス税、たばこ消費税等固定資産税および市町村民税法人分を除く市町村民税を特別区税として新たに法定することとしたのであります。（略）

46	衆議院	地方行政委員会	35号	昭和39年04月16日
----	-----	---------	-----	-------------

「地方自治法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三三号）」

#### 【14】

自治法等の一部改正をやる場合に、首都圏、すなわち、都の行政区域を越える広域行政制度を一体どうすべきかという問題がまずここに出てくるのであります。この問題を全然無視して、単に都内の制度をいじくってみたとしても、提案理由の説明にあるような、人口と産業の過度集中によって都の機能が麻痺しているなどということになれば、問題点をそこまで掘り下げていかないと、あるいはそこまで広げていかないと、この問題の解決にはならぬ(阪上安太郎 日本社会党)

連合方式というような広域行政制度、あるいはまた、・・・統合案というような一つの広域行政制度、あるいは臨時行政調査会等において検討されておりますところの首都圏庁の構想、そればかりでなく、消防であるとか、あるいはまた警察行政、これを一体広域行政的な配慮からどうするのだというような問題、これらの諸問題にある程度の見通しを持たない限り、都内の制度をいじくってみたとしても、たいして今日の都行政の麻痺を救済するてだてにはならないのではないか(阪上安太郎 日本社会党)

#### 【説明・答弁内容】

早川崇 自由民主党 自治大臣・国家公安委員会委員長

早川国務大臣 ……次に、地方自治法等の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。東京府市を合体して東京都制が制定されて以来、都は、府県の事務のほか、特別区の存する区域においては、原則として、市の事務をもあわせ行なうものとされておりますので、東京への人口及び産業の過度集中が進むにつれて、都行政は質量ともにいよいよ複雑かつ膨大となり、一つの経営体との円滑かつ能率的な運営が期せられなくなり、首都としてまた大都市としてその機能を十分に果たすことができない状態になっております。この法律案は、このような都行政の現状を改善するため、一昨年十月地方制度調査会から提出されました首都制度当面の改革に関する答申の趣旨にのっとり、都と特別区との間において、その事務及び税源の合理的な配分をはかるとともに、当該専務の処理について都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を促進し、あわせて特別区の議会の議員の定数の定限に関する規定の整備を行なおうとするものであります。以下、改正法律案の内容の主要な事項につきまして、御説明申し上げます。

第一に、都と特別区の間における事務の配分について、都が、その負担を軽くして、総合的な計画の作成、大規模な建設事業、特別区及び市町村の連絡調整等重要な事務に専念できるようにするため、都が処理している事務のうち一般の市に属する事務は、できるだけこれを特別区へ移譲することにより、その合理化をはかるとともに、特別区の権限を拡充することにいたしましたのであります。・・・

第二に、特別区の議会の議員の定数の定限を、六十人と定めることといたしましたのであります。

第三に、都から特別区への事務の移譲に伴い、特別区の存する区域において、都と特別区及び特別区相互間における事務処理の連絡調整をはかるため、都区協議会を設けることとし、事務委任条例、特別区調整条例、都区財政調整条例の制定にあたっては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聞かなければならないこととしたのであります。

第四に、都と特別区との間における財源の配分については、現行の都区間の財政調整制度を維持しながら、都から特別区への事務移譲により新たに特別区が処理することとなる事務に要する経費の財源を特別区に与えるとともに、特別区の財政面における自主性を一そう強化するために、市町村民税個人分、電気ガス税、たばこ消費税等、固定資産税及び市町村民税法人分を除く市町村税を特別区税として新たに法定することとしたのであります。(略) (第 46 回衆議院地方行政委員会第 3 号昭和 39 年 1 月 31 日)

阪上安太郎 日本社会党

**阪上委員** ……地方自治法等の一部改正につきまして、……質問をいたしたい、かように考えます。最初に、この法律案の提案理由の説明を伺いますと、一つは、人口と産業の大都市への過度集中、そのことによりまして、大都市としての、ことばをかえて言うならば、都が都としての機能を十分に果たし得ない段階に達している、こういうことであります。いま一つの理由を伺いますと、地方制度調査会の、去る三十七年の十月の首都制度当面の改革に関する答申、その答申に基づいて 基づいてとはうたっていない。趣旨に沿って、都と特別区との間において事務及び税源の配分、それから都と特別区並びに特別区相互間の連絡調整の促進、さらに、かなり異質のものだと思っておりますけれども、区会議員の定数の定限、そういうことが必要であるというので、本法案を提出した、こういうことになっております。

なお、改正案の内容をながめてみますと、一つは、一般の市に属しているような事務については、できる限りこれを特別区に移すのだ。そのことによって都の広域行政機能というものを拡充していくのだ。それに伴って特別区の権限が拡充されるのだ。こういう内容を持ってある。

具体的には、福祉事務所の設置等の社会福祉に関するところの事務、これを移譲するのだ。保健衛生に関する事務も移譲するのだ。さらに清掃に関する事務あるいは土地区画整理、防災建築街区造成事業、こういったものも移すのだ。それから、建築行政事務も移していくのだ。なお、ここでただし書きとして、大規模なものについては政令でこれを除外することができる、こういうことになってある。

さらに、区会議員の定数の定限を六十人とするのだ、こういう内容になってある。都区協議会を設置する。それからさらに、特別区税の新設を行なう、こういう内容になっている。そこで、こういった内容と提案理由をよく検討いたしました結果、私は、かなりな問題点がここに出てきてある、かように考えております。

その問題点として考えられるのは、一つは、こういう自治法等の一部改正をやる場合に、首都圏、すなわち、都の行政区域を越える広域行政制度を一体どうすべきかという問題がまずここに出てくるのであります。この問題を全然無視して、単に都内の制度をいじくってみたとしても、提案理由の説明にあるような、人口と産業の過度集中によって都の機能が麻痺している

などということになれば、問題点をそこまで掘り下げていかないと、あるいはそこまで広げていかないと、この問題の解決にはならぬ、こういうように私は考えるのであります。したがって、ここ二、三年来頭をもたげておりましたところの**連合方式**というような広域行政制度、あるいはまた、一部に最近力強く盛り上がってまいりました**統合案**というような一つの広域行政制度、あるいは**臨時行政調査会**等において検討されておりますところの**首都圏庁の構想**、そればかりでなく、**消防**であるとか、あるいはまた**警察行政**、これを**一体広域行政的な配慮**からどうするのだというような問題、これらの諸問題にある程度の見通しを持たない限り、都内の制度をいじくってみたとしても、たいして今日の都行政の麻痺を救済するてだてにはならないのではないかと、こういうように考えるわけであります。したがって、問題点として、この首都圏との関係をどうしているかということが一つの問題だと思えます。いま一つは、都制をしいて今日までやってまいりましたが、その都が、都としての機能を果たすことができないような都制というものに対して、一体都制はこのままでよいのかどうか、やはりこういう問題が出てくるわけであります。機能を果たすことのできないような都制、そんなものは意味がないじゃないかという一つの考え方が、やはり深刻になされなければならぬと思うのであります。したがって、メトロポリタンとしての都制というようなものに対して、この際やはり深く検討する必要がある、こういう問題が一つあります。

それからさらに、都制の中の特別区の組織運営、これは一体どうあるべきだろうか。ただ単に事務を移譲しただけでもって事終われりとする考え方ではいけないではないか。これは都制とのうらはらの問題であろうと私は思えます。しかし、特別区というようなものは、特別地方公共団体として実定法上現在のような状態に置いておいてしかるべきものであるかどうか、こういう問題が一つあるかと思えます。区長公選制が問題になっておりますが、当然こういった問題がやはり考えられなくちゃいけない、検討されなくちゃいけない。あるいは制限自治体といわれておりますところのこの特別区制度そのものに対して、やはりこの際相当深く検討する必要があるんじゃないか、こういう問題があると思えます。それから事務の配分は当然伴ってまいりましょう。合理的な事務配分というものが行なわれなければならぬと思えますけれども、はたしてこの提案の中にあるような内容、こういった事務配分が、ことごとくすべて適当であると考えられることは、かなりな問題点を含んでおると私は思えます。たとえば保健所行政を移譲すると言いなながらも、その保健所行政の移譲の状態をながめてみますと、区がただ単に保健所という建物を管理するにすぎないということでは意味がない。同時にまた、非常な広域行政を必要とするところの、ことに最近におけるところの清掃事業について、これを末端の区におろすということが、単なる住民の身近なところにある行政であるからおろすのだというだけの、きわめて空疎なものの考え方でおろしていこう、こういう考え方にも私は問題があると思うわけです。それからさらに事務配分に伴うところの財源措置がこれでいいかどうか、こういうことも問題であります。ことに最近問題になっておりますところの交通事業であるとか、あるいは道路交通のもろもろの問題であるとかにつきまして、あるいは清掃事業等につきまして、もはやこれらの事業がその地域における行政区内の住民のためのみの行政であるということは、言い切れないような状態に入ってきておる。都民以外の人々を運ぶために、交通事業は多くの犠牲を払っておる。都民以外の人人のつくり出すであろうところの諸般の汚物あるいはじんか

いというようなものについて、東京都なり区なりが大きな犠牲を払っておる。こういったものについて、もっともっと、ただ単に独立財源としての税財源の配分にとどまることなく、さらに国庫負担の問題がここに大きく出てくるのじゃなかろうか、私はこういうふうに思うのであります。こういうふうに問題点を拾い上げてまいりますと、かなり多くの問題点が深刻に横たわっているということが言えると思うのであります。私はこれからこういった問題を逐一、数日にわたって御質問申し上げたい、かように存じますが、最初にこういった事務移譲、これは当面の対策だと地方制度調査会は言っておりますが、当面の対策を論ずる場合に、やはり抜本的な問題というものを個々に検討していかなければならぬと思っておりますが、首都圏というものが将来どうあるべきだろうか、またこういう法律案を出した場合に、あるべき首都圏の姿というものを自治大臣はどう握っておられるか、このことにつきましてまず御質問申し上げたいと思っております。

58	衆議院	予算委員会	13号	昭和43年03月05日
----	-----	-------	-----	-------------

「昭和四十三年度一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算」

【15】

**人口が一千万人もある東京は日本の首都である、こういう特殊な事情もございますので、首都制度全般について合理化を進める一環としてこの問題の解決もすみやかにつけなければならぬ**(赤澤正道 自由民主党 自治大臣・国家公安委員会委員長)

細谷治嘉 日本社会党

**細谷委員** ……東京都の特別区の区長の公選問題について若干質問をしてみたいと存じます。……都の区長不在と地方自治、あるいは区長不在の区政、こういうような見出しでこの区長問題が取り扱われております。現在二十三区のうち、はなはだしいところになりますと区長が八カ月をこえて不在でございます。すでに区長不在のところは六カ所もある、……東京都の二十三区の区民の福祉を推進しなければならない重責をになっておる区長の選任問題をめぐって混乱が起こっており……これについて主管の自治大臣としてどうお考えになっておるのか、まずお尋ねしたいと思います。

赤澤正道 自由民主党 自治大臣・国家公安委員会委員長

**赤澤国務大臣** お答えいたします。都の特別区は法律的には独立の法人格を認められておりますけれども、同時に、これは二十三区の存する地域全体にわたる大都市行政を行なっている東京都という市の性格を持ってあります地方公共団体の一部を形成しておるわけでございまして、この点につきましては、普通の地方公共団体、いわゆる憲法九十三条二項にいうものとは違っておりますことは御承知のとおりでございます。ただ現在の、ただいま御指摘になりました区長の選任の方法につきましては、必ずしもうまくいっておりません。そういうことから、数区にわたっていまだに区長ができないところがありますことは、まことに遺憾千万なことでございます。しかし、この問題は、**人口が一千万人もある東京は日本の首都である、こういう特殊な事**

情もございますので、首都制度全般について合理化を進める一環としてこの問題の解決もすみやかにつけなければならぬと考えまして、目下大都市制度というものについて検討を加えておる次第でございます。

58 衆議院 予算委員会第三分科会 4号 昭和43年03月15日

「昭和四十三年度一般会計予算・特別会計中厚生省、労働省及び自治省所管」

【16】

東京都二十三区を取り巻く近郊都市における人口の膨張、そういう点からいろいろ交通問題、社会問題あるいは行政上における問題等が発生しておるわけですが、これらいわゆる首都の東京都を中心とした首都圏に対する行政、こういうことについてどのように取り組みをしておるか(佐野進 日本社会党)

首都は日本の首府でございます。しかも人口が急激に増加してまいりますために、地域住民の生活を中心に考えてみましても、非常な急変が起こりつつある(赤澤正道 自由民主党自治大臣・国家公安委員会委員長)

佐野進 日本社会党

佐野(進)分科員 ……今日、東京都の行政、財政ともに、非常に過度の人口集中、その他社会的条件によって行き詰まりを見せておるといことがよくいわれておるわけですが、そういうような形の中で、東京都二十三区を取り巻く近郊都市における人口の膨張、そういう点からいろいろ交通問題、社会問題あるいは行政上における問題等が発生しておるわけですが、これらいわゆる首都の東京都を中心とした首都圏に対する行政、こういうことについてどのように取り組みをしておるか、自治省の基本的な見解をひとつ冒頭お聞きしたいと思います。

赤澤正道 自由民主党自治大臣・国家公安委員会委員長

赤澤国務大臣 非常にばく然とした御質問でございますが、首都は日本の首府でございます。しかも人口が急激に増加してまいりますために、地域住民の生活を中心に考えてみましても、非常な急変が起こりつつあるわけございまして、大都市、特に首都圏行政などにつきましては、格段の努力、研究をいたして前向きの姿勢で取り組んでおるつもりでございます。

58 参議院 地方行政委員会 16号 昭和43年05月21日

「地方行政の改革に関する調査(特別区の区長公選問題に関する件)」

【17】

やはり東京都というものを分解して、たくさんの市の集合体であるという形にしてしまうのがいいのか、それとも、やはり東京市というものを一つの有機的なものと考えていくのがいいのか、それはなかなか議論のあるところございまして、やはり首都制度全般を検討いたしま



す際に、十分将来を見通して考え直してみなきゃならぬ点ではある(赤澤正道 自由民主党自治大臣・国家公安委員会委員長)

**【説明・答弁内容】**

林忠雄 自治省行政局行政課長

説明員(林忠雄君) 新宿区につきましては、ことしの三月一日現在の調べで、すでに百三十日選任をされておられません。・・・文京区、これは三月一日で百六十日でございますから、現在約二百日近い間空白になっておりますが、・・・品川は、三月一日現在で六十一日、現在ではもう百日こえる空白になっておりますが、・・・練馬区は、これが実は一番長くて、三月一日現在で二百四十六日でございますから、すでに二百八十日をこえたということになっております。・・・江東区については三月九日、江戸川につきましては三月十五日に、現行法の手続による選任が完了いたしましたので、現在区長が選任されておられません区は、大臣の答弁どおり、四区でございます。

赤澤正道 自由民主党 自治大臣・国家公安委員会委員長

国務大臣(赤澤正道君) なかなか選びかねて、もう数百日も空白ができておるということは、先生御指摘の点を物語っておると思います。しかし、御案内のとおり、東京都の特別区は、いわゆる憲法が考えております一般の地方公共団体とは性格が違うわけでございます。その違う理由は、やはり東京都は都という名前ですけれども、これは市としての機能を持っており、その一部の区であることは言うまでもない。そこで、やはり東京都というものを分解して、たくさん市の集合体であるという形にしてしまうのがいいのか、それとも、やはり東京市というものを一つの有機的なものと考えていくのがいいのか、それはなかなか議論のあるところでございまして、やはり首都制度全般を検討いたします際に、十分将来を見通して考え直してみなきゃならぬ点ではあるとは思いますが。(略)

61	衆議院	地方行政委員会	3号	昭和44年02月18日
----	-----	---------	----	-------------

「地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件」

**【18】**

しかも中央政府所在の首都でございます。それだけにまた国際社会とのつながりもきわめて多いはずでございます。美濃部知事がいるんな座談会で、東京都には仕事が多過ぎるということをししばしば嘆いている(奥野誠亮 自由民主党)

区の連合組織をつくって、これに東京都の仕事を思い切って移す、首都らしいものをここに求める方法がある(奥野誠亮 自由民主党)

**【説明・答弁内容】**

野田武夫 自由民主党 自治大臣・北海道開発庁長官

野田国務大臣 (略) 昨年末、当委員会において申し述べましたように、最近における社会

経済の急速な発展に即応して、地方行政の広域的運営の必要性は一そう強まっていると考えております。そこで、広域的な地方公共団体としての府県の自治能力を充実強化するため、前の通常国会で成立を見なかった都道府県合併特例法案を今国会に再度提出し、皆さま方の御協力を得てぜひその成立をはかりたいと存じております。市町村段階においては、事務の共同処理方式など現行制度の積極的な活用をはかるほか、地域住民の生活圏の広域化の傾向に即応するため、都市的地域及び農山村地域を通じ一体として形成されつつあります日常生活圏を広域市町村圏として把握し、所要の行財政上の措置を講じて、その特性に応じた地域の形成、振興につとめてまいりたいと考えております。(略)(第 61 回衆議院地方行政委員会第 2 号昭和 44 年 2 月 13 日)

奥野誠亮 自由民主党

**奥野委員** …… **しかも中央政府所在の首都でございます。それだけにまた国際社会とのつながりもきわめて多いはずでございます。美濃部知事がいろんな座談会で、東京都には仕事が多過ぎるということをしばしば嘆いているのを私読んでおります。** ……

こういうことをいろいろ考えてまいりますと、私なりにやはり東京都の区域は広くしなければならぬと思うのでございます。同時に、二十三区や周辺の市を合わせて新しい区の再編成を行なって、これらの区を自治体として充実させる。その暁には、長は住民の直接選挙にする、そうしてしかるべきだと思うのであります。同時に、**区の連合組織をつくって、これに東京都の仕事を思い切って移す、首都らしいものをここに求める方法がある**のじゃないだろうか、こういう考え方を持っているものでございます。(略)

69	参議院	地方行政委員会	閉 3 号	昭和 47 年 10 月 11 日
----	-----	---------	-------	-------------------

「地方行政の改革に関する調査(派遣委員の報告)(当面の地方行財政及び警察行政等に関する件)」

**【19】**

**東京都の特別区の場合におきましては、やはり都と一体となりまして首都という大都市の行政というものを行なっている。(鎌田要人 自治省財政局長)**

**河田賢治君** …… 東京というのは一つの日本の国の顔なんです、顔なんです。そうでしょう、政治の中心なんです。ところが、御承知のとおり……ある区においては区長がかなり長い間空席になっておると、こういうような始末なんです。……しかしやはり国がこの東京都の主として自治権を拡大してやる、地方の住民の利益をはかる。それからまたそれに必要な財政措置、たとえば十四次の地方制度調査会の答申でも、大都市の問題についてはずいぶんと口がすっぱくなるほど事務・事業の移行なんぞ訴えているわけですね。なるほど東京都内の、区と都の関係もありましょうけれども、しかし国としても、こういう日本の顔である東京に対してやはり少しでも障害があればそれを取っ払って、そしていろいろ立法措置を講じて、財源についても地方制度調査会の答申をできるだけ早く生かしていく。こういうことが必要じ

やないかと思うのですが、・・・自治省自身でこれに対する、やはり区長公選に伴えば、・・・それに応じた措置をいろいろ立法的にもしなくちゃならぬと思うのですが、・・・いずれにしましても、東京というのは日本の顔なんですから、外国の方もたくさんいらっしゃる。・・・やはりいろいろな内部事情がありまして、そういうものを外から解決できる問題はしていく、国がしなくちゃならぬ問題は早急に手をつけるということが至当じゃないかと思うのですが、(略)

皆川迪夫 自治省行政局長

**説明員(皆川迪夫君)** ・・・十四次の調査会の答申では、現在の仕組みの中で都知事が区におろせる仕事はなるべくおろしなさい。それから人事についても、実際上の措置として区長の人事権を尊重するという方法もあるわけでありますから、これをいまの制度のワクの中でやったらいいじゃないか。財政についても、区のほうに財源を現在都が相当出しているわけですから、こういう方面を充実をしたらいいじゃないか。そういう実体を備えた上で区長の公選問題というものを考えたらいいだろう。こういう趣旨の答申があったわけでございます。・・・そういう点は、御指摘のように、答申以来自治省としてもまだ法規の改正はやっておらないわけでございます。・・・この公選問題が出てきましたので、私たちはこれは一体のものとして検討をしてみたいじゃないか、こういうことで再度諮問をしたということになっておるわけでございます。(略)

**河田賢治君** 若干東京都の財政問題について、・・・都とそれから区との事務、財政、こういう問題についてのいろんないま問題があり、さらにある一定の区が自主的な財源を持って広範な自治権を行使するという場合にはかなり問題があると思われまので、・・・二、三の点について質問したいと思うんです。

地方交付税の算定方式というようなものが御承知のとおりあるわけですが、東京都は、例の市町村とそれから二十三区というような特別な区を持っております。その結果、地方交付税というものが東京都は不交付団体になっている。・・・東京の場合は、二十三区の一部を都がかかわって行なっていることを理由に、交付税の算定は府県分と大都市分が合算されて計算されておる。このため実際交付さるべき大都市二十三区分の交付税をもらえない。・・・こういう点からしまして、都が大都市の行政の一部、まあ交通とか消防、警察、衛生等を府県の行政とあわせて行なっているのは事実である。しかし、四十年以降事務委譲も相当進んで、特別区が大部分の都市行政をになっている実態から見て、交付税の合算方式というものは再検討すべきじゃないかというふうに一つは考えるわけです。少なくとも今後事務権限の特別区への委譲が大幅に進んだ段階では合算方式を廃止すべきだと考えるわけですが、検討するお考えはありますか。この点をちょっとお伺いしたい。

鎌田要人 自治省財政局長

**説明員(鎌田要人君)** ・・・やはり東京都の都と特別区、こういったものとの関係と、たとえば大阪府と大阪市、こういうものとの関係を考えてみました場合に、**東京都の特別区の場合**

合におきましては、やはり都と一体となりまして首都という大都市の行政というものを行なっている。そういうことでございまして、結局この特別区というものを完全に市町村と同一の考え方で処理してまいるということがかえって大都市としての実情に合わない。・・・本来市町村税でございますところの市町村民税法人税割と固定資産税、これは都が徴収をいたしまして、その一定割合と特別区の納付金というものを合わせましていわゆる特別区財政調整交付金の原資にする、こういうことになっておるわけでございます。これはまあ率直に申しまして、非常な知恵の所産といえますか、特別区というものと都というものと行政の一体性というものを保持する上からとられた非常に現実的かつ知恵の所産だというふうに考える次第でございます。(略)

72	衆議院	地方行政委員会	35号	昭和49年05月16日
----	-----	---------	-----	-------------

「地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第七一号）」

### 【20】

**東京都は日本の首都である、そしてまた江戸時代以来の歴史的な経過を持つておる**(折小野良一 民社党)

### 【説明・答弁内容】

町村金五 自由民主党 自治大臣国家公安委員会委員長・北海道開発庁長官

町村国務大臣 この法律案は、まず、特別区の区長の選任制度を中心とする特別区制度のあり方についての第十五次地方制度調査会の答申の趣旨にのっとり、特別区の区長の選任方式について公選制度を採用するとともに、あわせて特別区の事務、人事等の諸制度を改正し、住民により選挙された区長が適切にその責任を果たすことができるよう規定の整備を行なおうとするものであります。・・・

第一に、・・・第二に、特別区の区長の選任方式について公選制度を採用し、あわせて関連する諸制度を整備するため、次のような規定を設けることといたしております。

その一は、昭和五十年四月から特別区の区長について公選制度を採用するものとする規定であります。

その二は、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理する必要がある事務を除き、特別区に、おおむね、一般の市に属する事務と同一の事務を処理させるほか、保健所を設置する市に属する事務をも処理させるための規定であります。

その三は、都区財政調整上必要な措置を講じる場合には、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するようにしなければならないとするための規定であります。

その四は、特別区への事務移譲に伴う職員の引き継ぎに関する規定及び特別区の区長に他の地方公共団体の長と同様の人事権を付与し、配属職員制度を廃止するための規定であります。

(略)(第72回衆議院地方行政委員会第34号昭和49年5月14日)

折小野良一 民社党

**折小野委員** 今回の地方自治法の一部改正について御質問申し上げますが、まず最初に特別区制に関する改正につきまして……東京と申しますと、これは何といたしてもわが国において最大の大都市でございます。今日、地方行政の問題の中で大都市行政というのは一つの大きな問題になっておるわけでございますが、その東京におきまして特別区制というものがあるということは、大都市行政の一つの方向として特別区制というものがあるということなのか。あるいは、東京都は日本の首都である、そしてまた江戸時代以来の歴史的な経過を持っており、このような面からいたしまして、特別区制というのは東京だけの特殊な制度、こういうふうに認識をされておるのか。自治省における基本的なお考えをまず伺いたいと思っております。

林忠雄 自治省行政局長

**林（忠）政府委員** ……後段に近い感じを私たち持っております。東京都の特別区というのは多少沿革的な意味がございまして、だいぶ長い間、法人格を持ち、議会を持っておったという歴史がございまして、そのほかの大都市、名古屋、大阪、その他はずっと行政区で来ております。

大都市行政というのは、その部分部分の自治意識、独立性というものと、それから全体の統一性というものの調和を常に考えていかなければならないものでございますので、今回の特別区の改正というのは、その意味でいえば、どちらかといえば部分部分の独立性を強めるという方向に行くことは確かでございます。(略)

75	衆議院	予算委員会第二分科会	1号	昭和50年02月24日
----	-----	------------	----	-------------

「昭和五十年年度一般会計予算・特別会計予算・政府関係機関予算中大蔵省所管」

#### 【21】

**東京都**というのは、昭和十九年に、東京府と東京市が帝都、首都東京ということで、都制官制によって、戦争目的完遂のために東京都制というものが発足された(加藤清政 日本社会党)

#### 【説明・答弁内容】

高橋元 大蔵省主計局次長

**高橋（元）政府委員** 東京都とその中の特別区の関係でございますが、東京都は、単なる府県に当たる行政をやる団体としてであると申しますよりは、むしろメトロポリタンエリアと申しますか、大都市制度の一環でもあるというふうに考えておりました。都と特別区という制度は、相あわせまして一丸となつて、合理的、効率的な地方財政運営が図られるような制度として把握しておるというふうに考えております。東京都は府県の性格と市町村の性格と両方を兼ね備えておりました。特別区は東京都の中心部ということで、一体的な市街化区域でありますから、そこでの行政の一体性を確保しつつ市の事務の一部を行う特別地方公共団体ということでありまして、通常の道府県とは異なつておる、特別区もまた通常の市町村とは異なつておるというふうに理解しております。

特別区の区域内で、消防なり下水道、廃棄物の処理等の仕事は都がやっております。これも一般の府県と市町村の事務配分と違うところでありまして、それから税源につきましても、市町村民税の法人税分、固定資産税、都市計画税は都が課税しております。申しあげましたような都と区の一体性に基づきまして、区相互間及び特別区と都の財源均衡からの特別財政調整交付金というものもある。(略)

加藤清政 日本社会党

**加藤(清政)分科員** いま、東京都の一元化、一体化を損ねないように特別区との行政を行うというようなことで御答弁がありましたけれども、大体、東京都というのは、昭和十九年に、東京府と東京市が帝都、首都東京ということで、都制官制によって、戦争目的完遂のために東京都制というものが発足されたと私は考えるわけでありまして、東京府の府県としての包括的  
地方公共団体と、東京市の基礎的な地方公共団体としての複合的なあり方が、地方行政の本来の姿ではなかろうかと考えるわけでありまして、・・・この東京都と特別区の関係というものを  
お考え願ひ、そして合算規定というものを廃止して、東京都と特別区との交付税制度というもの  
も抜本的にひとつお考えを願わなければ、いつの日か、二十三区に事務、事業をおろしたけれ  
ども、財政的ににっちもさっちもいかないということになるわけでありまして、この点十分  
お考えおき願ひたいと思います。その点について、ひとつ御質問したいと思います。

高橋元 大蔵省主計局次長

**高橋(元)政府委員** 都とその中の特別区というものが、実体的には一つの固まった都市として機能しておるわけでございます。その中の特別区を一つ一つの市とみなして交付税の計算をする、それから都は府県として交付税の計算をする、そういうことにはなじまないということは、先ほどお答えを申し上げたところで御理解を得たいわけでありまして。また現実に、府県、市とはそれぞれ異なった事務配分なり税源の配分を受けておるわけでもございます。(略)

75 衆議院 予算委員会第三分科会 4号 昭和50年02月27日

「昭和五十年年度一般会計予算・特別会計予算中、自治省所管」

## 【22】

**東京都の場合にはもう御承知のとおり、首都東京としてなさねばならない仕事がたくさん山ほどあるわけでありまして、日本の顔としての東京都の果たすべき行政についての財源の裏づけということについて(加藤清政 日本社会党)**

加藤清政 日本社会党

**加藤(清政)分科員** ・・・この超過負担の問題にいたしましても、約三百億からの超過負担を都は抱えておるということが、都財政を著しく圧迫し、そして東京都の行政に対して大きな支障を来しているという現実であるわけでありまして、・・・東京都の場合にはもう御承知のとおり、首都東京としてなさねばならない仕事がたくさん山ほどあるわけでありまして、日

本の顔としての東京都の果たすべき行政についての財源の裏づけということについて、一段とひとつ御考慮を願いたいと思います。(略)

91 衆議院 地方行政委員会 6号 昭和 55 年 03 月 06 日

「地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件」

【23】

東京という巨大都市、首都と呼ばれながら、法的には何らそれらしい措置は受けていない東京の持つ特殊性といえますか、たとえば昼間人口の異常な流入だとか、あるいは、そのほかの首都的性格の中に置かれておるところの特殊な財政需要だとか、そういうものがある(田島衛 新自由クラブ)

田島衛 新自由クラブ

田島委員 ……東京都は……都道府県における唯一の不交付団体なのですが、そのために東京都は大変苦しい立場に立たされておるわけであります。確かに財政収入と財政需要との数字の上では富裕団体だということになるわけですが、現実には東京都がここ数年来、毎年毎年赤字に苦しんでおることは御承知のとおりなんです。その理由は、東京という巨大都市、首都と呼ばれながら、法的には何らそれらしい措置は受けていない東京の持つ特殊性といえますか、たとえば昼間人口の異常な流入だとか、あるいは、そのほかの首都的性格の中に置かれておるところの特殊な財政需要だとか、そういうものがあることは理解いただけると思うのですが、(略)

91 衆議院 地方行政委員会 17号 昭和 55 年 04 月 17 日

「地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)」

【24】

東京都の警察費の中に入っている。……東京という特別な大都市、東京はよく一般的に日本のキャピタルだ、首都だ、こう言われますけれども、だからといって、法的に日本の首都としての何らの措置は受けていない(田島衛 新自由クラブ)

東京都というこの大都市、特に特別区におけるいろいろな財政需要が他の都市に比べて特殊性があるといったことはよくわかるわけでございます。……首都であるがゆえのいろいろな実態というものには十分注意を払い、改善すべきものは改善していく(土屋佳照 自治省財政局長)

田島衛 新自由クラブ

田島委員 ……都財政の中で地方財政全体と比較して特異な点があるのです。それを目的別の歳出の中で調べてみると、たとえば警察費とか消防費、それから清掃費、公営企業関係で

交通事業費とかこういうものが、・・・多いわけです。・・・人件費が非常に多い。人件費が多いというのは、警察費とか清掃費とかそういうものが入っているから多くなるわけですが、特にその中でさらに・・・警察費。ここにたとえば国会がある、総理官邸から何とか官邸いろいろある、外国の大大使館がある、そこに特別な警備が要る、これはみんな東京都がしょっているんで、特に首都警備費なんというのはないのです。東京都の警察費の中に入っている。・・・東京という特別な大都市、東京はよく一般的に日本のキャピタルだ、首都だ、こう言われまじけれども、だからといって、法的に日本の首都としての何らの措置は受けていない、法定は何もされていませんから。そう言われる名誉だけで、もっぱら背中にしょうものだけを一生懸命しょっておるような形でありまして、いま申し上げたのは一例で、東京という巨大都市、しかも日本の中心都市なるがゆえにそこに異常な流動人口が集まる、集まる人口を対象にしての行政サービスもまた考えなければならぬというようなことがあるわけなんです。(略)

土屋佳照 自治省財政局長

土屋政府委員 いろいろとお話を伺ったわけですが、私どもも現実に東京に住んでおりまして、東京都というこの大都市、特に特別区におけるいろいろな財政需要が他の都市に比べて特殊性があるといったことはよくわかるわけですが。・・・首都であるがゆえのいろいろな実態というものには十分注意を払い、改善すべきものは改善していく方向で検討したいと思っております。

120 衆議院 建設委員会 5号 平成 03 年 03 月 06 日

「農住組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四号）」

「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二一号）」

「特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二号）」

### 【25】

「東京の三つの顔」、一つは東京は生活都市であります、それから首都であります、三つ目は世界都市という三つの顔を持っておりまして、これは将来ともに大きく変わることはないでしょう(藪仲義彦 公明党・国民会議)

藪仲義彦 公明党・国民会議

藪仲委員 (略) 私も、「東京の新生 二十一世紀社会の東京都心 首都機能調査研究会報告」という東京都のこの研究を読みました。・・・この冒頭、第一章に、「一極集中の是正と分散型社会の形成」「二十一世紀社会における東京の基本的性格」、二十一世紀、東京はどういう性格を持つべきだろうか。「東京の三つの顔」、一つは東京は生活都市であります、それから首都であります、三つ目は世界都市という三つの顔を持っておりまして、これは将来ともに大きく変わることはないでしょうと。(略)



123 参議院 建設委員会 8号 平成 04 年 05 月 28 日

「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）」

**【26】**

都市計画法上の特例につきましては、特別区の存する区域がいわゆる首都でございます東京というところでございますので、なかなか実体的にも特別区の区域を越えて発展しまして相互に緊密な関係を有しているというところから、都市計画の一体性、統一性の確保は非常に強い（市川一郎 建設省都市局長）

**【説明・答弁内容】**

市川一郎 建設省都市局長

政府委員（市川一郎君）・・・都市計画法上の特例につきましては、特別区の存する区域がいわゆる首都でございます東京というところでございますので、なかなか実体的にも特別区の区域を越えて発展しまして相互に緊密な関係を有しているというところから、都市計画の一体性、統一性の確保は非常に強いと私ども認識しておりますけれども、（略）

142 衆議院 地方行政委員会 11号 平成 10 年 04 月 07 日

「地方自治法等の一部を改正する法律案（内閣提出第八〇号）」

**【27】**

特別区のあり方は今のままでいいのかなという感じはだれもが抱いているわけでございまして、今後区域の見直し、合併、これは大都市制度あるいは首都圏制度のあり方とも関連して、慎重に検討していく必要があるのではないかと（平沢勝栄 自由民主党）

**【説明・答弁内容】**

上杉光弘 自由民主党 自治大臣・国家公安委員会委員長

上杉国務大臣・・・この法律案は、地方制度調査会の答申にのっとり、大都市の一体性及び統一性の確保の要請に配慮しつつ特別区の自主性及び自立性を強化するとともに、都から特別区への事務の移譲を行い、あわせて都と特別区との間の役割分担の原則を定めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、地方自治法の一部改正に関する事項であります。

まず、都と特別区との役割分担の原則に関する事項として、都道府県と市町村の役割分担の規定に準じて、都と特別区との役割分担の原則に関する規定を設けることとしております。

すなわち、都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体とし

て、都道府県が処理するものとされている事務、特別区に関する連絡調整の事務のほか、市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、当該区域を通じて都が一体的に処理する必要のある事務を処理するものとし、特別区は、基礎的な地方公共団体として、都が処理するものを除き、一般的に、市町村が処理するものとされている事務を処理するものとするとしております。

次に、特別区の廃置分合または境界変更に関する事項として、その手続について一般の市町村の廃置分合または境界変更準じた取り扱いをすることとしております。

また、特別区における事務の処理に関する事項として、都知事は、主として特別区の区域内に関する事務について、都の規則により、特別区の区長に委任して管理し及び執行させるものとする規定、都は、条例で特別区の手続について特別区相互の間の調整上必要な規定を設けることができるものとする規定などを削除することとしております。

さらに、特別区財政調整交付金に関する事項として、都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、市町村民税法人分、固定資産税及び特別土地保有税の一定割合を特別区財政調整交付金として交付するものとする等、特別区財政調整交付金の内容を規定することとしております。

第二は、関係法律の整備に関する事項であります。

まず、地方財政法の一部改正に関する事項として、年度間の財源調整のために積み立て等を要する一般財源の範囲に特別区財政調整交付金を加えるものとするほか、特別区の起債制限に係る都との連動を緩和するための改正を行うこととしております。

次に、地方税法の一部改正に関する事項として、都はゴルフ場所在の特別区に対してゴルフ場利用税交付金を交付するものとする、及び鉱泉浴場所在の特別区は入湯税を課するものとするほか、特別区が法定外普通税の新設及び変更について都の同意を得なければならないものとする規定を削除することとしております。

さらに、都から特別区への事務の移譲に関する関係法律の一部改正に関する事項として、都から特別区への事務の移譲に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律などの関係法律について、所要の改正を行うこととしております。(略)(第 142 回衆議院地方行政委員会第 10 号平成 10 年 4 月 2 日)

平沢勝栄 自由民主党

平沢委員 いずれにしましても、特別区のあり方は今のままでいいのかなという感じはだれもが抱いているわけでごさいます、今後区域の見直し、合併、これは大都市制度あるいは首都圏制度のあり方とも関連して、慎重に検討していく必要があるのではないかということ考えております。(略)

次に、財政自主権の問題についてお聞きしたいと思います。・・・今回の改正の大きな目玉が財政自主権が強化されるということでごさいます、これ自体は大変に好ましいという感じがしております。・・・今回東京都から区に移譲される税財源として、入湯税あるいはゴルフ場利用税交付金あるいは航空機燃料譲与税、こういったものがあるわけでごさいますけれども、こ

これらの税財源は、私の地元の葛飾区には全く関係ないものでございまして、一部の区に限られているわけでございます。したがって、結果として区間の財政格差が拡大することになるのかどうか、これについて自治省の見解をお伺いしたいと思います。(略)

成瀬宣孝 自治省税務局長

**成瀬政府委員** 今回、都区制度につきまして大幅な改正が行われることに伴い、大都市の一体性、統一性の確保にも配慮しつつ、現在都に留保されております市町村税などのうち特別区に移譲できるものにつきましては、可能な限り移譲することとしたところであります。

御指摘のように、この結果、現在都に留保されております入湯税及びゴルフ場利用税交付金、そして航空機燃料譲与税について特別区に移譲することとしております。これらの移譲により、大田区、江東区等の自主財源は増加することになりますけれども、金額的に見ましても、このことにより特別区間の財政格差が拡大するには至らないというふうに考えております。

なお、特別区間の財政格差の問題につきましては、今後も引き続き存置することとされております都区財政調整制度の中で所要の財政調整がなされるものと考えております。(略)

145	衆議院	国会等の移転に関する特別委員会	16号	平成 11 年 09 月 27 日
-----	-----	-----------------	-----	-------------------

「国会等の移転に関する件」

### 【28】

**とにかく東京だけじゃないんです。今の日本の首都というものは東京都だけじゃないんです**  
(石原慎太郎 東京都知事 参考人)

**首都というのはどういう概念規定なのか。そういうものもはっきりさせずに、前例がないからと**  
(石原慎太郎 東京都知事 参考人)

**首都は東京だという法律はないんですね。ですから、遷都論とかそんなのはおかしいんです。現行法上、首都を東京に置くと定めた法律はない。**  
(中山正暉 自由民主党)

**首都圏整備法というのがあります。「この法律で「首都圏」とは、東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域をいう**  
(中山正暉 自由民主党)

### 【説明・答弁内容】

井上一成 自由党

**井上委員長** ……承知のとおり、国会等の移転問題につきましては、東京への一極集中に伴うさまざまな問題を解決して、来るべき二十一世紀にふさわしい政治、行政機能確立の上で、今日最も重要な課題の一つであると考えております。

現在、国会等移転審議会におきましても、本年秋ごろを作業上の一応の目安とし移転候補地の選定作業を進めることとされ、本委員会といたしましても、さらに論議を尽くしてまいりたいと存じております。

つきましては、委員各位の御協力、御指導を賜りまして、公正かつ円満な委員会運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。(拍手)(第 145 回衆議院国会

等の移転に関する特別委員会第1号平成11年1月19日)

関谷勝嗣 自由民主党 建設大臣・国土庁長官

関谷国務大臣・・・国会等の移転は、来るべき二十一世紀を展望した極めて重要な課題であります。また、東京一極集中を是正し、国土の災害対応力を強化し、東京に潤いのある空間を回復することに寄与するとともに、国政全般の改革に深くかかわりのあるものであります。

衆議院におかれましては、平成二年の国会等の移転に関する決議を初め、平成四年の国会等の移転に関する法律の制定、さらには平成八年の同法の一部改正等、本問題に積極的に取り組まれてこられました。政府としては、このような取り組みに対して深く敬意を表する次第であります。

国会等の移転に関しましては、現在、国会等移転審議会におきまして、移転先の候補地の選定に向けた調査審議が精力的に進められております。昨年一月に三つの調査対象地域が設定されたのをを受けて現地調査等が実施され、現在、地域ごとの詳細な調査、公聴会の開催が行われております。引き続き、候補地間の相互比較、総合評価等が行われ、本年秋ごろを一応の目安として移転先の候補地の選定作業を進めることとされております。(略)(第145回衆議院国会等の移転に関する特別委員会第2号平成11年2月17日)

石原慎太郎 東京都知事 参考人

石原参考人・・・ちなみに、日本の信用できる、例えば辞書、広辞苑には「その国の中央政府のある都市」、講談社の日本語大辞典には「その国の中央政府が置かれている都市」、平凡社大百科事典では「一国の統治機関が置かれている都市」、近代国家では政治行政の中央機能が集中しているとあります。・・・例えば、この国会を中心に永田町、霞が関、それからすぐ横の丸の内という非常に狭い地域に日本のような大国の三権とそれから経済というものが肩を接してあるということは、これは非常に機能的でありまして、世界に例のない一つの私たちの財産であると思います。・・・**とにかく東京だけじゃないんです。今の日本の首都というものは東京都だけじゃないんです。**近県から三百万、四百万の人たちが日中東京に出てきて、昼間人口がふえている。この国家の中核的な頭腦的な心臓的機能を運行しているんですよ。ですから、土屋知事のように埼玉県に、英断をもって、十一省庁ですが、要するにある機能を移す。新都心が大宮にできているんですよ。官邸をこれから取りかえるんでしょう、官邸をつくり直して。そうすると、それはどうするんですか。・・・**首都というのはどういう概念規定なのか。そういうものもはっきりさせずに、前例がないからと。**(略)

中山正暉 自由民主党

中山(正)委員 中山正暉でございます。・・・首都とは何だというお話がありました。・・・**首都は東京だという法律はないんですね。ですから、遷都論とかそんなのはおかしいんです。現行法上、首都を東京に置くと定めた法律はない。**

これは私もちょっと調べてみたら、首都機能が事実上東京にあることを前提として規定が置かれている法律はある。主なものを例示すれば、裁判所法第六条に「最高裁判所は、これ

を東京都に置く。」と書いてあります。それから、**首都圏整備法**というのがあります。「この法律で「**首都圏**」とは、**東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域をいう。**」それから、首都高速道路公団法、裁判官弾劾法とか国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律とか。・・・私は、東京都ぐらい、何か日本の地方行政の中で大失敗はないんじゃないか。小笠原まで含めて、・・・小笠原から三多摩まで入れて、そして東京、そこには特別区というのがあって、これほど煩雑な、地方制度の大失敗の標本みたいなものが東京都だと実は私は思っておるわけでございます。

石原慎太郎 東京都知事 参考人

**石原参考人** ・・・その堆積の延長の上に東京があって今日の日本があるわけでありましてから、それを、今日の東京の過去数十年の不作為の責任であるとか間違った行政であるとか、そういったものをかざすことで首都として価値としての否定するということは、過去四百年にさかのぼる江戸の歴史、ひいてはそれででき上がった日本の近代の歴史というものの意味合いを相殺することになって(略)

注意 1) 表題の会議名は、国会会議録において「首都性(首都)」が使われていた会議名を指し、関連説明または質疑が表題の会議回次と同一でない場合は本文末尾に会議名・回次等を記載してある。

注意 2) 発言は、国会会議録からの原文抜粋であるため、誤字、旧仮名遣い等が含まれていることがある。

出典：国立国会図書館ホームページ「国会会議録」より作成